平成２１年（フ）第４０５号
群馬県高崎市八幡町1375番地30
債務者　松原　一彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４７６号
埼玉県草加市八幡町1263番地１　アーバンハイム202号
債務者　丹野　政治
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
埼玉県草加市稲荷５丁目35番15号、前住所埼玉県春日部市上吉妻1271番地72
債務者　青木　克友
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
埼玉県草加市稲荷５丁目35番15号、前住所埼玉県春日部市上吉妻1271番地72
債務者　青木　知恵
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
埼玉県狭山市鵜ノ木25番18号616
債務者　山本　武司
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５７３号
埼玉県川越市富士見町11番地14　プラザＳ202号室
債務者　日下部　香
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０７号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2089番地89
債務者　井本　　進
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1607番地１　県営横瀬五番団地１号棟204号
債務者　若林　米子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
新潟県長岡市宮関４丁目３番16号
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０９８号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目10番15号205号
債務者　打田　篤子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３１号
大阪府高石市綾園３丁目13番３―208号
債務者　中山　　透
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３０号
大阪府高石市綾園１丁目４番19号
債務者　澁谷　慎二
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３１号
大阪府高石市綾園１丁目４番19号
債務者　澁谷真由美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４５号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘２丁目５―16、住民票上の住所堺市美原区北余部540番地20
債務者　小野田摩耶
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５１号
堺市中区福田1010番地６
債務者　内山　敏夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５４号
堺市西区浜寺元町４丁505番地　長谷川文化201号、住民票上の住所堺市西区鳳中町５丁178番地　西棟２―２松田方
債務者　土木・建築型枠ツツミダこと　堤田　誠一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３５５号
堺市西区浜寺元町４丁505番地　長谷川文化201号
債務者　堤田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係